

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第124号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年8月3日（土） 00時00分ごろ
発生場所	福岡県宗像市大島北西方沖 宗像市所在の筑前大島灯台から真方位316° 9.6海里付近 （概位 北緯34° 01.5′ 東経130° 16.5′）
事故等調査の経過	平成25年9月26日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 ^{たか} 孝丸、4.54トン
船舶番号、船舶所有者等	F03-29910（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機のクランク軸、ピストン、シリンダライナ、カムシャフト等に焼損、プッシュロッド等に曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、大島北西方沖において、主機駆動の発電機を運転して漂泊中、平成25年8月3日00時00分ごろ回転数が急上昇して主機が停止した。 船長は、主機の始動を試みたが、始動しなかったので、00時20分ごろ海上保安庁に救助を求めた。 本船は、来援した巡視船にえい航され、06時45分ごろ福岡県福岡市博多港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約2.0m/s 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、昭和56年に進水し、船長が平成25年4月に購入した際、機関整備業者が試運転を行い、主機過給機（以下「過給機」という。）については、運転に異常が認められず、潤滑油の交換を行ったのみであり、開放点検はされなかった。 過給機のブロワ側は、本インシデント後、潤滑油の減少、軸受の異常摩耗及びシールリングの破断が認められ、また、主機の給気主管内等に潤滑油の付着が認められた。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、大島北西方沖で漂泊中、主機の回転数が上昇してピストン

	<p>とシリンダライナとの摺動面等に油膜切れを生じたことから、同摺動面等が焼損して主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機は、過給機ブロワ側の軸受の異常摩耗により、シールリングが破断して潤滑油が噴出し、給気主管を経てシリンダ内に入ったことから、主機回転数が上昇した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、大島北西方沖で漂泊中、主機の回転数が上昇してピストンとシリンダライナとの摺動面等に油膜切れを生じたため、同摺動面等が焼損して主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古の主機を購入した場合、過給機を開放点検することが望ましい。